

地震災害対策編

地震災害対策編 第1章 第3節

修正後		修正前		修正理由																
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 中部電力パワーグリッド(株) (松本支社安曇野営業所)</td> <td>ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(6) 中部電力パワーグリッド(株) (松本支社安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。	(略)	(略)	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 中部電力パワーグリッド(株) (安曇野営業所)</td> <td>ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(6) 中部電力パワーグリッド(株) (安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。	(略)	(略)	<p>事業者名の変更 (意見元：中部電力パワーグリッド(株))</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
(6) 中部電力パワーグリッド(株) (松本支社安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。																			
(略)	(略)																			
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
(6) 中部電力パワーグリッド(株) (安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。																			
(略)	(略)																			

地震災害対策編 第2章 第1節

修正後	修正前	修正理由・備考
<p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ウ) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、<u>ガス、石油・石油ガス</u>、通信サービス、<u>廃棄物処理施設</u>等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p>	<p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ウ) ライフライン施設<u>等</u>の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、通信サービス等のライフライン施設<u>や廃棄物処理施設</u>の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p>	<p>文言の追加 (意見元：松本地方振興局)</p>

地震災害対策編 第2章 第3節

修正後	修正前	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p><u>4 複合災害への備え</u></p> <p><u>(1)現状及び課題</u></p> <p><u>同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。</u></p> <p><u>(2)実施計画</u></p> <p><u>【市、県（危機管理部）及び関係機関が実施する計画】</u></p> <p><u>災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。</u></p> <p><u>5 業務継続性の確保</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 業務継続性の確保</u></p>	<p>項目追加 (意見元：松本地方振興局)</p>

地震災害対策編 第2章 第6節

修正後	修正前	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救護・救急用資材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>令和5</u>年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車 <u>14</u>台</p> <p>5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】<u>(危機管理課、保健医療部)</u></p> <p><u>(ウ) 安曇野市医師会、安曇野市歯科医師会、安曇野市薬剤師会、長野県柔道整復師会及び長野県助産師会安曇野地区</u>と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、緊密な連携に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救護・救急用資材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>平成31</u>年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車 <u>18</u>台</p> <p>5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】<u>(総務部、保健医療部)</u></p> <p><u>(エ) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」</u>に基づき、緊密な連携に努める。</p>	<p>時点・数値訂正 (意見元：市職員)</p> <p>組織名訂正及び追加 (意見元：市職員)</p>

修正後	修正前	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第<u>1.6</u>節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第<u>1.6</u>節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第<u>1.7</u>節「保健衛生、感染症予防活動を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第<u>1.7</u>節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。</p>	<p>文字訂正 (意見元：松本地方振興局)</p>

修正後	修正前	修正理由・備考																														
<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <table border="1" data-bbox="157 474 1338 846"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>市（都市建設部）、安曇野建設事務所、<u>犀川砂防事務所</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市有財産被害</td> <td>市（<u>総務部</u>）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ウ) 【県現地機関等の実施する事項】（松本地域振興局）</p> <p>c 把握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、<u>松本</u>地域振興局総務管理課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。</p> <p>d 松本地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。</p> <p>イ 地震情報</p> <p>(ア) 緊急地震速報（警報・予報）</p> <p>a 緊急地震速報（警報）</p> <p>最大震度5弱以上<u>または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される</u>地域に対し、<u>揺れ</u>により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。</p> <p>なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上<u>または長周期地震動階級4の揺れが</u>予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と</p>	調査事項	調査機関	協力機関	(略)	(略)	(略)	土砂災害等による被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所、 <u>犀川砂防事務所</u>		(略)	(略)	(略)	市有財産被害	市（ <u>総務部</u> ）		<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <table border="1" data-bbox="1368 474 2549 846"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>市（都市建設部）、安曇野建設事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市有財産被害</td> <td>市（<u>財政部</u>）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ウ) 【県現地機関等の実施する事項】（松本地域振興局）</p> <p>c 把握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。</p> <p>d 松本地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>総括調整班</u>）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援<u>派遣</u>を求めるものとする。</p> <p>イ 地震情報</p> <p>(ア) 緊急地震速報（警報・予報）</p> <p>a 緊急地震速報（警報）</p> <p>最大震度5弱以上の<u>揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される</u>地域に対し<u>地震動</u>により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて発表される。</p> <p>なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の<u>大きさの地震動が</u>予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。</p>	調査事項	調査機関	協力機関	(略)	(略)	(略)	土砂災害等による被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所		(略)	(略)	(略)	市有財産被害	市（ <u>財政部</u> ）		<p>機関の追加 （意見元：犀川砂防事務所）</p> <p>市組織改編による部署名の変更（意見元；市職員）</p> <p>組織名の訂正 （意見元：松本地方振興局）</p>
調査事項	調査機関	協力機関																														
(略)	(略)	(略)																														
土砂災害等による被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所、 <u>犀川砂防事務所</u>																															
(略)	(略)	(略)																														
市有財産被害	市（ <u>総務部</u> ）																															
調査事項	調査機関	協力機関																														
(略)	(略)	(略)																														
土砂災害等による被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所																															
(略)	(略)	(略)																														
市有財産被害	市（ <u>財政部</u> ）																															

<p>異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。</p> <p>b 緊急地震速報（予報） 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上<u>もしくは長周期地震動階級1以上</u>等と予想されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。</p> <p><u>(ク) 長周期地震動に関する観測情報</u> <u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合に発表する情報。</u> <u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。</u></p>	<p>b 緊急地震速報（予報） 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして発表される。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>長周期地震動階級3以上を追加 （意見元：長野地方気象台）</p>
--	--	--

修正後	修正前	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【市が実施する対策】</p> <p><u>(サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【市が実施する対策】</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>文言の追加 (意見元：松本地方振興局)</p>